

# 低所得世帯等支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

健康福祉課生活支援係 ☎ (25) 1115

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯など（住民税非課税世帯など）に対し、1世帯あたり3万円を支給します。

**支給額** 1世帯あたり3万円

## 支給対象となる世帯

令和5年6月1日時点で鳥羽市に住民登録があるかた（住民登録はないが日本国内で生活しているかたを含む）の世帯であり、以下の①②いずれかにあてはまる世帯。

- ①世帯全員の「令和5年度の住民税均等割」が非課税である世帯
- ②予期せず令和5年1月から申請月までの家計が急変し、世帯全員が「住民税非課税相当」（右表のとおり）の収入となった世帯（ただし、定年退職や事業活動に季節性があるなど、収入が減少することがあらかじめ明らかな月の収入減少は、予期せず収入が減少したわけではないため対象外）

配偶者控除・扶養控除の人数	非課税相当給与収入限度額	非課税相当所得限度額
0人	93.0万円	38.0万円
1人	137.8万円	82.8万円
2人	168.3万円	110.8万円
3人	209.9万円	138.8万円
4人	249.9万円	166.8万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

**受給する方法**（世帯によって異なります）

## ●①の世帯のうち、鳥羽市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円）を受給した世帯

令和4年度に支給した鳥羽市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金と同じ口座に振り込む場合、申請は不要です。7月下旬に支給通知を送付していますので、必ず内容を確認してください。

なお、振込口座を変更する場合や、受給を拒否する場合には、8月10日(木)までに申し出が必要です。

## ●①の世帯のうち、鳥羽市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円）を受給していない世帯

8月中旬ごろに鳥羽市から支給にあたっての確認書を送付する予定ですので、内容を確認し、必要事項を記載のうえ、10月31日(火)までに返送してください。

※DV等避難者や令和5年1月2日以降に世帯員の変更があった世帯など、申請が必要な場合があります。対象であると思われるのに確認書が届かない場合には問い合わせてください。

## ●②の世帯（家計急変世帯）

申請書に必要な書類を添えて、10月31日(火)までに健康福祉課生活支援係に申請してください。申請書は8月17日(木)から受け付けます。

**申請書配布場所** 保健福祉センターひだまり、または市ホームページからダウンロードできます（郵送を希望される場合は問い合わせてください）。

※虚偽の内容により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

(注意) 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報」の搾取に注意してください！ 職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。

## 生活困窮者支援を行う団体を応援します!!

健康福祉課生活支援係 ☎ (25) 1115

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により生活困窮者支援のニーズが増大していることから、令和4年度に市内で生活困窮者への支援を行う団体などによる官民連携の「生活困窮者支援プラットフォーム」を立ち上げ、情報交換などを行っています。

令和5年度においても、引き続き生活困窮者支援プラットフォームでの会議を開催するとともに、当該プラットフォームで必要と認められた団体の活動にかかる経費について助成金を交付します。

新たに生活困窮者支援プラットフォームに参加して助成金の交付を希望する団体も募集しますので、希望する団体は以下の受付期間内に健康福祉課生活支援係まで連絡してください。



**受付期間** 8月21日(月) まで

**助成上限額** 1団体あたり50万円

※助成を受けるためには、プラットフォーム会議への参加が必要です。今年度の第1回生活困窮者支援プラットフォーム会議は8月30日(水) 午前9時30分を予定しています。

※助成を受けるための要件については問い合わせてください。

### 【助成対象となり得る活動の例】

- 生活困窮者も対象にした子ども食堂や地域食堂
- 地域で孤立しがちなかたも対象にした居場所づくり
- 地域住民などが主体となって実施する、生活困窮者や孤立しがちなかたを含む地域住民などの社会参加支援や見守り活動といった地域づくり活動 など